

津市の獣害対策の取組 ~Vol.1~

広域獣害対策連絡協議会の設立について

獣害対策を効果的に行うためには、獣が寄り付かない環境づくりや合同での追い払いなど地域ぐるみの取組が重要です。このため、本市では、市内の7つの地域に獣害対策協議会が設置され、地域ぐるみの獣害対策に取り組んでいます。

こうした中、本年1月24日には、7つの獣害対策協議会が相互に連携し、効果的に獣害対策に取り組むことを目的に、「津市広域獣害対策連絡協議会」が設立されました。

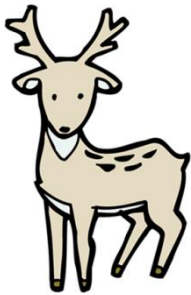
2月22日には最初の活動として片田小学校において、警察官を講師として、パチンコなどサルの追い払い器具の効果的な使用方法、留意点などについて講習会を開催し、7地区から総勢40人が参加し、技術の習得を行いました。



追い払い器具講習会の様子

平成24年度の獣害対策について

本市では、深刻化するイノシシやサル、シカによる被害に対処するため、①猟友会への委託による個体数の調整、②農作物を野生鳥獣から守るための防護柵の設置、③7つの地域に設置された獣害対策協議会が行う地域ぐるみの取組、を推進しています。



平成24年度からは、こうした取組に加え、新たに設置された「津市広域獣害対策連絡協議会」の活動支援、イノシシの捕獲数の増加を目的とした捕獲単価（一頭当たり5,000円）の設定を行うとともに、今後は、モデル地区を選定して、シカの一斉捕獲に効果が見込まれるドロップネット等先進的獣害対策（技術）の実証実験を行うことを予定しています。

獣害対策に関する市の支援措置（補助金等）について

本市では、獣害対策を推進するため、わな猟免許の取得や捕獲用檻の設置、電気柵等防護柵の設置、獣害対策協議会の活動に対し、助成を行うとともに、捕獲用檻の貸し出しを行っています。

問い合わせ先

農林水産政策課

電話：229-3172